

## 1. 8月全国行事

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1)夏の省エネ総点検の日 | 8月1日       |
| 2)電気使用安全月間   | 8月1日～8月31日 |
| 3)防災週間       | 8月30日～9月5日 |

## 2. 安全・衛生・防災の心得 : 労働者の安全衛生法令”順守義務”

## 3. 安全衛生巡視 良い事例(抜粋)

## 4. 他社 事故・災害事例から : 防毒マスクが不良で有機溶剤中毒

## 5. ヒヤリハット事例 : パイプ内の液が勢いよく出てきてヒヤッとした

## 2. 安全・衛生・防災の心得 : 労働者の安全衛生法令”順守義務”

～事業所の安全衛生規定等の順守も義務～

・労働安全衛生法は、労働災害を防止するための基本となる法律ですが、これを守る義務は「事業者」はもとより、労働者に対して次の10の事項等について義務づけています。

- ①機械等の安全装置を勝手に取り外したりしないこと。
- ②自分や同僚の安全確保を積極的に図ること。
- ③高所から物を投下したりする等の危険な行為をしないこと。
- ④高所への昇降などは(階段やハシゴなど)昇降設備を使用すること。
- ⑤機械などに接触する恐れがある作業は安全な治具・工具を使用すること。
- ⑥高所等での墜落防止用保護具や保護帽の使用。有害業務での保護マスク等を使用すること。
- ⑦運転中の機械等に乗ったり、手を入れたりするなどの危険行為をしないこと。
- ⑧立入禁止、危険・有害場所へみだりに立ち入らないこと。
- ⑨有資格者が行う機械等の運転を無資格で行わないこと。
- ⑩車両等の運転では制限速度を守る、など。

これらの法令や、事業所等の安全衛生管理規定、安全衛生マニュアル等は、過去の事故や災害を繰り返さないために策定されたものです。

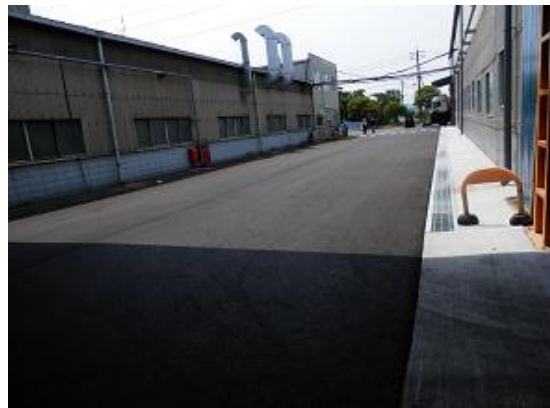
みんなの職場の、みんなの安全衛生確保のために必ず守りましょう。



3. 安全衛生巡視 良い事例(抜粋)

●九州第二工場(防錆)

・工場外壁塗装、敷地内メイン通路の  
アスファルト路面整備を行っていた。



●九州第二工場(防錆、熱処理)

・横断歩道表示を行っていた。



4. 他社 事故・災害事例から : 防毒マスクが不良で有機溶剤中毒  
～マスクの保管場所に有機溶剤蒸気～

(1)災害のあらまし

・その日の朝から、直結式小型の有機溶剤防毒マスクを装着し、油性塗料を用いて原料庫の  
塗装作業をしていた作業員2人の内の一人が、午前11時頃気分が悪くなって倒れ、救急車で  
病院に運ばれて入院し、5日間の休業災害になりました。

(2)災害の主な原因

- ①換気が悪い狭い場所で有機溶剤を使用した塗料で塗装作業を行っていたこと。
- ②被災者の防毒マスクは、塗料保管室に長期間放置してあったもので、マスクのろ過材(吸収缶)  
が保管室内の有機溶剤蒸気等で破過されていたこと。
- ③防毒マスクの点検、検査を実施せずに使用していたこと。
- ④有機溶剤中毒防止に関する教育を実施していなかったこと、など。

(3)同種災害の防止対策 例

- ①有機溶剤作業主任者等および管理・監督者は、作業前・作業中に排気・換気の状態並びに  
保護具の点検、作業方法等のチェックと指導・監督を行い、作業員は厳守する。
- ②特にろ過材使用した防毒マスクの保管は、決められた専用の保管場所(箱)に保管する。
- ③マスクを装着したとき臭気を感じたり、異常に苦しいときは、吸収缶を交換するなどの労働  
衛生教育を実施して徹底を図る、など。

(4)環境安全部から

・有機溶剤の種類、危険性を把握し、有害性、必要保護具等の事前確認と作業員への周知  
徹底をして下さい。



5. ヒヤリハット事例

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	午後2時頃
どこで	大型化成ラインで
何をしている時に	長尺のパイプを処理液から上げて液切りした時に
どうなった	パイプ内の液が勢いよく出てきてヒヤッとした